

# 令和6年度予算 私学助成関係の説明

○ 私学助成関係予算の概要	1
○ 私立大学等経常費補助	2
○ 私立高等学校等経常費助成費等補助(高校等)	6
○ 私立高等学校等経常費助成費等補助(幼稚園)	9
○ 私立学校施設・設備の整備の推進	13
○ 税制改正事項	16

文部科学省高等教育局私学部

# 私立大学等の改革の推進等

～チャレンジする私立学校の主体的な改革を後押しする総合的な支援の充実～

令和6年度予算額 4,093億円  
(前年度予算額 4,086億円)



文部科学省

令和5年度補正予算額 111億円

## 私立大学等経常費補助

2,978億円 (2,976億円)

[令和5年度補正予算額 1億円]

### (1) 一般補助 2,772億円 (2,771億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費を支援

- 教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進

### (2) 特別補助 207億円 (205億円)

我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

#### ◆時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ

- 少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援等 21億円+一般補助の内数 (新規)

少子化時代において、日本の未来を支える人材育成を担う新たな私立大学等のあり方を提起し、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現等を支援。  
また、成長分野等への組織転換促進や定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援、経営DXの推進等、チャレンジする私学への効果的な支援体制を構築。

- 私立大学等改革総合支援事業 112億円 (112億円)

特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援

- 研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化への支援 115億円 (117億円)

- 私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実 7億円 (7億円)

## 私立高等学校等経常費助成費等補助 1,022億円 (1,020億円)

[令和5年度補正予算額 2億円]

### (1) 一般補助 852億円 (851億円)

都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援

- 幼児児童生徒1人当たり単価の増額
- 幼稚園教諭の人材確保支援

### (2) 特別補助 138億円 (137億円)

建学の精神等を踏まえた各私立高等学校等の特色ある取組を推進するため、都道府県による助成を支援

- 個別最適な学びを目指した学習環境の整備や、外部人材を配置する学校への支援
- 特別な支援が必要な幼児の受入れに係る支援や、多様な預かり保育を実施する幼稚園に対する支援
- 家計急変世帯への支援等、経済的理由で児童生徒が修学を断念することのないよう、授業料減免により支援

### (3) 特定教育方法支援事業 32億円 (32億円)

- 特別支援学校等の教育の推進に必要な経費を支援

## 私立学校施設・設備の整備の推進 93億円 (90億円)

[令和5年度補正予算額 109億円]

### (1) 耐震化等の促進 40億円 (40億円) [45億円]

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、校舎等の耐震改築・補強事業や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援



耐震化未完了の建物が  
大規模地震で甚大な被害を受けた例

注：他に、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業  
(貸付見込額) 600億円(うち財政融資資金 287億円)  
建物の解体費用など、融資の対象範囲を拡大

### (2) 教育・研究装置等の整備 53億円 (50億円) [64億円]

- 私立大学等の施設環境改善整備費 10億円 (8億円) [54億円]  
熱中症対策として教室や体育館等へのエアコン設置やバリアフリー対策等、安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的設備等の整備を支援
- 私立大学等の装置・設備費 23億円 (29億円) [4億円]  
私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる設備・装置の整備を支援
- 私立高等学校等ICT教育設備整備費 21億円 (14億円) [6億円]  
個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境整備を支援



高等学校等のICT環境整備

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む  
[ ]は令和5年度補正予算額。なお、単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

## 事業内容

- ✓ 私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、建学の精神及び私学の特色を活かした効果的で質の高い教育研究に取り組む私立大学等を支援。
- ✓ 令和6年度～令和10年度の5年間を「集中改革期間」と位置づけ、「時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ」により、将来を見据えたチャレンジや経営判断をはじめとした意欲的な経営改革を行えるよう強力に後押し。

### 一般補助 2,772億円 (2,771億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援。教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育研究の質の向上を促進。

### 特別補助 207億円 (205億円)

我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援。

#### ◆時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ

- **少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援等 21億円** ※ 一般補助 + 特別補助 + **一般補助の内数【新規】**  
少子化時代において、日本の未来を支える人材育成を担う新たな私立大学等のあり方を提起し、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現等を支援。  
また、成長分野等への組織転換促進や定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援、経営DXの推進等、チャレンジする私学への効果的な支援体制を構築。
- **私立大学等改革総合支援事業 112億円** ※ 一般補助 + 特別補助  
特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援

#### ○ **研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化 115億円** ※ 特別補助

基礎研究を中心とする研究力強化や、若手・女性研究者支援、大学院等の機能高度化、短大・高専の教育研究の充実等を支援。

#### ○ **私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実 7億円** ※ 特別補助

デジタル人材の育成に向けて、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIのリテラシー習得が可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、全国への普及展開を進める大学等を支援。

※ 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

※ ( ) は前年度予算額

# 時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ

✓ 令和6年度～令和10年度の5年間で「集中改革期間」と位置づけ、従来の取組に加え、**経営改革に対する継続的な財政支援を創設**するとともに、文部科学省・私学事業団による「私学経営DX」を通じた「アウトリーチ型支援」をスタート。

✓ 各私立大学・短大・高専が、**将来を見据えたチャレンジや経営判断**をはじめとした**意欲的な経営改革**を行えるよう**強力に後押し**。

※令和8年度以降、一定の基準に該当する場合、経営改革計画の策定を求め、経営の健全性の確保等を図る。

新規

## 1. 少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援（令和6年度予算額 20億円）

少子化を乗り越えるレジリエントな私学への構造転換を図るため、**日本の未来を支える人材育成を担う新たな私立大学等のあり方を提起し、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現**を図るとともに、その知見やノウハウの普及・展開を図る取組について、原則5年間、**継続的に支援**する。

※ 複数年の将来計画を有識者が審査・選定。選定大学等に対し、文部科学省・私学事業団・有識者によるフォローアップ・支援体制を整備。

メニュー1

少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、  
私立大学等戦略的経営改革支援

※ 45校 × 1,000万円～2,500万円程度 + 一般補助における増額

メニュー2

複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた  
経営改革支援

※ 5グループ × 3,500万円程度

社会・地域等の将来ビジョンを見据え、自治体や産業界等と緊密に連携しつつ、**社会・地域等の未来に不可欠な専門人材の育成**を担う事を目的とし、**教育・研究面の構造的な転換や資源の集中**による機能強化を図ること等により、**未来を支える人材育成機能強化に向けた経営改革**を行う、**キラリと光る大学/短大/高専（中・小規模中心）**を支援。

新規

## 2. 「私学経営DX」の推進（令和6年度予算額 1億円）

主体的な経営判断や「アウトリーチ型支援」の基盤として、**各種データや知見・ノウハウをフル活用するためのシステム構築**などを推進。

- ① 社会・地域のニーズ・動向、自身の教育研究や財務・経営状況等の客観的な分析を踏まえた、**改革・改善の機を失わない主体的な経営判断**
- ② より客観的な経営診断を踏まえた、文部科学省・私学事業団による「アウトリーチ型支援」（連携・統合等を希望する学校法人への経営相談の充実、潜在的な個別ニーズを踏まえたマッチング支援など）

特に学校運営面において、**複数の大学等が強固な連携関係を構築**することで、**効果的・効率的な大学運営を実現**し、機能の共同化・高度化を図る経営改革を支援。

※ 本事業で得た知見を活用しつつ、各学校法人・大学が共同利用できる共通のプラットフォームの在り方を検討。

新規

## 3. 成長分野等への組織転換促進のための支援

（令和6年度予算額 一般補助 2,772億円の内数）

成長分野等への組織転換を促進するため、**理工農系学部等**について、一定の条件のもと、学部等設置以降、完成年度を迎えるまでの**設置計画履行期間中に必要な経常的経費**について支援する。

※集中改革期間中の時限的な措置

新規

## 4. 定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援

（令和6年度予算額 一般補助2,772億円の内数）

定員規模適正化に係る経営判断を支えるため、経営改善計画に位置付けた上で、運営面・教育面において一定の要件を満たす場合に限り、**学生募集停止を行った学部等の継続的な教育研究活動を支援**する。

※集中改革期間中の時限的な措置

継続

## 5. 私立大学等改革総合支援事業（令和6年度予算額 112億円(前年同額)）

自らの特色・強みを活かした改革に**全学的・組織的に取り組む**大学等を支援。

※ ① 特色ある教育の展開、② 高度な研究の展開、③ 地域社会の発展への貢献、④ 社会実装の推進 の4タイプを設定（複数タイプの選定可）

※ 各タイプ50～100件程度 × 約1,100万～2,600万円 + 一般補助における増額

※ 毎年度、各タイプごとの特色を踏まえ、客観的・定量的に把握可能な、改革に係る総合的な体制整備等の状況を事後的に評価し、選定。

# 少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援

令和6年度予算額

20億円  
(新規)



## 現状・課題

- 急速な少子化の進行は、各私立大学等における教育研究上あるいは経営上の努力・工夫によって乗り越えることが困難なほどの経営環境の悪化をもたらしかねない深刻な状況。
- 学部学生の約8割を担い、地域社会の維持に不可欠な専門人材の輩出や、高等教育の多様性・機会均等を支えている私立大学等の今後の在り方について、再構築が必要。

## 事業内容

令和6年度～令和10年度(5年間)を「集中改革期間」と位置づけ、少子化を乗り越えるレジリエントな私学への構造転換を図るため、日本の未来を支える人材育成を担う新たな**私立大学等のあり方を提起し、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現を図るとともに、その知見やノウハウの普及・展開を図る取組**について、継続的に支援。

事業実施期間 令和6年度～10年度

### メニュー1 少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、私立大学等戦略的経営改革支援

社会・地域等の将来ビジョンを見据え、自治体や産業界等と緊密に連携しつつ、**社会・地域等の未来に不可欠な専門人材**（グローバルな学生や社会人学生などを含む）の育成を担う事を目的とし、**教育・研究面の構造的な転換や資源の集中等による機能強化を図ること等により、未来を支える人材育成機能強化に向けた経営改革を行う、キラリと光る大学/短大/高専（中・小規模中心）**を支援。

※ 新たな人材育成を行うため、既存教育資源の集中等により、学部・学科等の学位プログラム編成等の構造転換を含む経営改革計画を想定。

件数・単価 45校(10地域・4～5類型)×1,000万円～2,500万円程度  
※上記の他、一般補助による増額措置

交付先 私立大学等  
(中・小規模中心)

### メニュー2 複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援

特に学校運営面において、人的リソースや各種システムの共用化等、**複数の大学等が強固な連携関係を構築することで、効果的・効率的な大学運営を実現し、大学等運営機能の共同化・高度化を図る経営改革**

※ 本事業で得た知見を活用しつつ、各学校法人・大学が共同利用できる共通的なプラットフォームの在り方を検討

件数・単価 5グループ × 3,500万円程度

交付先 連携する複数の私立大学等

※自走化に向け、4年目以降の支援額は減減予定。また、中間評価結果によって支援額の減額・打ち切りの可能性あり。

#### アウトプット（活動目標）

本事業により、経営改革計画を策定し、実施していく体制を構築する私立大学等数

#### 短期/中期アウトカム（成果目標）

取組大学における定員充足率、収支状況等の改善

#### 長期アウトカム（成果目標）

私立大学等全体における定員充足率、収支状況の改善

#### 急速な少子化の進行

- 令和4年の出生数は、調査開始以降最少の約77万人と**従来の推計より10年以上早く少子化が進行**

#### 私立大学等の経営環境

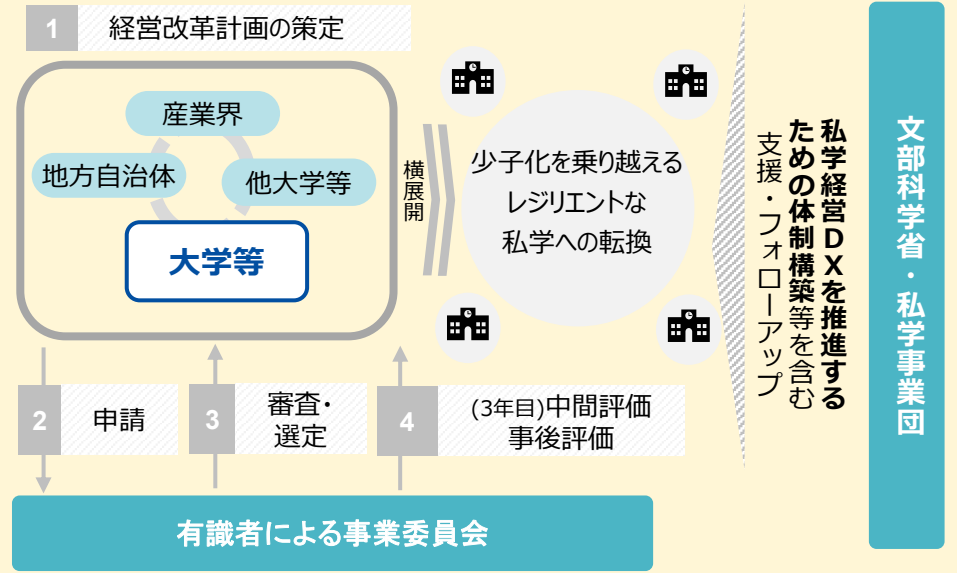
- 私立大学全体の定員充足率は、令和3年度に99.8%と、調査開始以来初めて100%を割り込み、令和5年度は99.6%となっている。26%の私立大学、65%の私立短期大学が入学定員充足率80%未満となるなど、地域差もある中、現下において、**学生募集停止等の判断を行う大学等も出てきている**

#### 産業界からの期待

- 新たな時代を牽引する人材や、社会の中核で活躍する人材を育成・輩出する「**教育面での役割**」
  - 社会的課題の解決に資するイノベーションの創出に向けた「**研究面での役割**」
  - 「社会に開かれた知の集積」として、教育・研究を通じて、社会の発展に寄与する「**社会貢献面での役割**」
- ※（一社）日本経済団体連合会 提言  
「新しい時代に対応した大学教育改革の推進」(R4.1.18)より

#### 【事業イメージ】

- 例
  - ・地域の将来ビジョンを踏まえ、不足する観光マネジメント人材育成を担うため、学内資源の集中化や社会人学生や外国人留学生の受入強化、産業界等との連携強化を実現する経営転換
  - ・大学運営管理共通システムを通じた、複数法人の大学運営のスリム化



## 事業概要

未来を支える人材を育む特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

## 基本スキーム (イメージ)

※ 1校当たりの特別補助交付額：タイプ1, 3は1,100万円程度、タイプ2は2,600万円程度、タイプ4は1,700万円程度を想定（各選定校数等により変動。このほか、一般補助における増額措置。）

### タイプ 1

「『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」

105校程度

- 「Society5.0」時代に求められる力を養う、総合知を育む文理横断的な教育プログラムの実施、学修の幅を広げる教育課程の工夫等、未来を支える人材育成のための教育機能の強化を促進
- 入学者選抜の充実強化、高等学校教育との連携強化等、高大接続改革への取組を支援

### タイプ 2

「特色ある高度な研究の展開」

45校程度

- 研究基盤・支援体制の整備や国内外との頭脳循環の促進、他大学や研究機関等との連携による研究の推進など、特色ある研究の高度化・強化に向けた大学等の機能強化を促進

### タイプ 3

「地域社会の発展への貢献」

125校程度 (20~40グループ含む)

- 地域と連携した教育課程の編成や社会人の受入れ、地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、産業、文化等の発展に寄与する取組を支援
- 大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた、地域と大学等双方の発展に向けた取組を支援

### タイプ 4

「社会実装の推進」

50校程度

- 産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援

## 背景説明

私立高等学校等は、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育を行うことにより、我が国の学校教育の発展に大きく貢献している。私立高等学校等が我が国の初等中等教育に果たしている役割の重要性に鑑み、都道府県による経常的経費への助成を支援する必要がある。



## 目的・目標

私立高等学校等の教育条件の維持向上や学校経営の健全性の向上等を図ることにより、私立高等学校等の健全な発展に資するとともに、安心して私立高等学校等で学ぶことのできる環境を持続的に支援する。

## 事業内容

- 私立高等学校等の教育条件の維持向上や学校経営の健全性の向上等を図るとともに、各私立高等学校等の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等に対して補助を行う。

### 私立高等学校等経常費助成費補助

#### ●一般補助 852億円 (851億円)

都道府県が、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等の経常的経費について助成する場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。  
<高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等の園児児童生徒1人当りの単価を増額>

#### ●特別補助 138億円 (137億円)

##### 教育改革推進特別経費 <55億円>

都道府県が、私立学校の特色ある取組等に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

- ①教育の質の向上を図る学校支援経費（次世代を担う人材育成の促進、教育相談体制の整備、安全確保の推進、ICT教育環境の整備、教員業務支援員の配置等）<17億円>
- ②子育て支援推進経費（預かり保育推進事業、幼稚園の子育て支援活動の推進）<37億円>

##### 幼稚園等特別支援教育経費 <75億円>

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が1人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

##### 授業料減免事業等支援特別経費 <7億円>

私立の小中学校等が、家計急変等の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対し授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

##### 過疎高等学校特別経費 <1.6億円>

都道府県が、過疎地域に所在する私立高等学校の経常的経費に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

### 私立高等学校等経常費補助

#### ●特定教育方法支援事業 32億円 (32億円)

特別支援学校等に対して、国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助。

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む。  
※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。  
※（ ）は前年度予算額

## 事業内容

都道府県が、教育の質の向上に取り組む学校に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

### <取り組みメニュー>

- ① **次世代を担う人材育成の促進（45万円、35万円）【拡充】**  
グローバル人材育成のための英語教育の強化、数理・データサイエンス・AI教育等の推進、国際交流の推進、外国人の入学生の受入【新規】等  
（外部講師の活用等により、教育の質の充実に資する取組が対象）
- ② **ICT教育環境の整備推進（45万円、130万円）【拡充】**  
情報通信技術活用支援員の配置、ICT機器の管理委託（リース含む）等
- ③ **教育相談体制の整備（30万円）**  
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援 等
- ④ **職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進（13万円）**  
職業体験、ボランティア活動、伝統・文化体験、自然体験、地域社会や産業界等と連携・協同した取組、栄養教諭の活用など食に関する指導の充実 等
- ⑤ **安全確保の推進（30万円）**  
スクールバスにおける警備員（ガードマン）等の配置、登下校時における交通安全指導員等の人員配置、児童生徒等への講習会（防犯、防災、交通安全）の実施、地域住民や関連機関等との合同防犯訓練の実施 等
- ⑥ **特別支援教育に係る活動の充実（40万円）**  
教員の専門性向上のための研修や講師派遣、個別の支援計画の策定等をはじめとする児童生徒の学習・生活・進学・就職等をサポートする支援体制の構築（特別支援教育支援員やコーディネーターの配置など） 等
- ⑦ **外部人材活用等の推進（45万円）**  
教員の負担軽減を図るため学習指導員、部活動指導員等の専門スタッフや外部人材等の活用 等  
（教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、外部人材の配置促進を図る取組が対象）
- ⑧ **教員業務支援員の推進（30万円）【新規】**  
教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制整備のための教員業務支援員の配置 等

※①から⑧毎に都道府県補助金の対象となった学校数に、単価を乗じた額を補助。ただし、都道府県補助額の1/2を上限とする。

※補助対象となる学校種について、②は幼稚園、幼保連携型認定こども園は除く。⑥は幼稚園、幼保連携型認定こども園、特別支援学校及び特別支援学級を置く学校は除く。⑧は①～⑦に該当する取組は除く。

※新規事業を除き、補助要件は前年度と同様の予定。



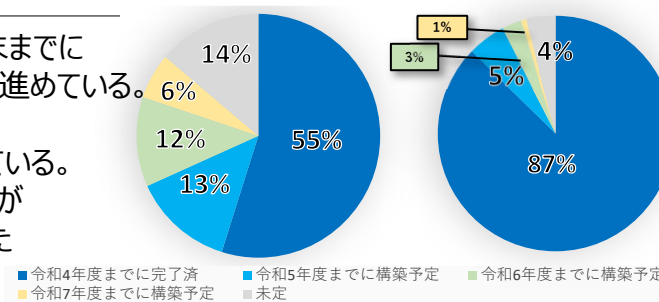


# 私立高等学校等におけるICT環境の整備に向けた支援

## 背景

- 私立学校における児童生徒1人1台端末の整備は、令和5年度末までに約7割の学校が完了予定であり、約3割の学校が整備に向け準備を進めている。また、約1割の学校は整備完了時期が未定となっている。
- 一方、校内ネットワーク環境の整備については、概ね、整備が完了している。
- 今後、デジタル教科書が導入される等、さらにICTの利活用の日常化が想定されるため、私立学校における1人1台端末の環境整備に向けた支援を行う。

【1人1台端末の整備状況】



## 「経済財政運営と改革の基本方針2023」

(令和5年6月16日閣議決定)  
第4章 中長期の経済財政運営  
5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進  
(質の高い公教育の再生等)  
GIGAスクール構想について、次のフェーズに向けて周辺環境整備を含め、ICTの利活用を日常化させ...国策として推進するGIGAスクール構想の1人1台端末について、公教育の必須ツールとして、更新を着実に進める。

## 事業内容

私立学校における児童生徒1人1台端末の環境整備に向けて、端末の整備・リース契約、校内ネットワーク整備、情報通信技術活用支援員の配置等を行う、私立学校へ助成を行う都道府県や私立学校に対して、その一部を補助することにより、ICT環境の整備を実現。

### 1. 1人1台端末整備の支援

#### ○私立高等学校等の端末等のリース契約に対する支援

私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助） 17億円の内数 ... 補助単価:101万円/校  
→**130万円/校に拡充**

#### ○ICT教育設備の支援

私立高等学校ICT教育設備推進事業 21億円 ...  
○1人1台端末の整備 補助率：1/2以内  
→**2/3以内に拡充**  
○ICT教育設備の整備 補助率：1/2以内

### 2. ネットワーク環境の整備

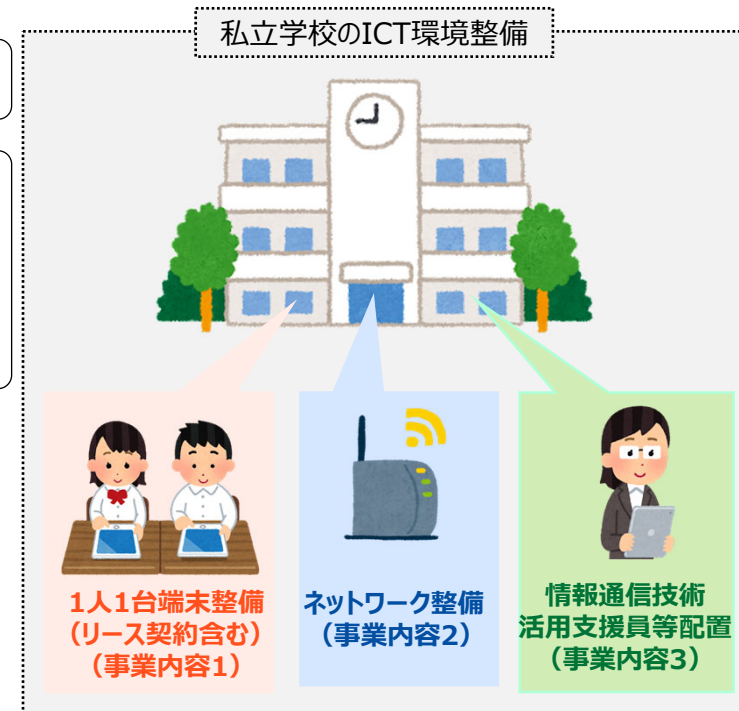
#### ○私立高等学校等の教育の情報化に関連した教室等の校内LAN整備を支援

私立高等学校等施設高機能化整備費 0.2億円の内数 ... (補助率1/3以内)

### 3. 情報通信技術活用支援員等の活用

#### ○私立高等学校等の教職員の日常的なICT活用の支援に従事する情報通信技術活用支援員の配置

私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助） 17億円の内数 ... (補助単価:45万円/校)



※その他、GIGAスクール運営支援センター整備事業について、5億円を計上（初等中等教育局修学支援・教材課）

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

## 事業内容

### 一般補助

【114億円（117億円）】

- 園児一人当たりの単価を増額 25,144円（224円増）
- 幼稚園教員の人材確保の取組に対する支援を引き続き実施するとともに、R6年度は更なる処遇改善を実施した場合の加算を新たに創設

### 特別補助

【112億円（106億円）】

#### 教育改革推進特別経費（子育て支援推進経費）

【37億円（35億円）】

##### 預かり保育推進事業

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1 / 2以内を補助。

##### 幼稚園の子育て支援活動の推進

教育機能又は施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1 / 2以内を補助。

#### 幼稚園等特別支援教育経費

【75億円（71億円）】

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が1人以上就園している私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

- ・対象園児数：約2万人（約1,400人増）
- ・支援対象：2人以上→1人以上【対象拡充】

※上記のほか、「教育の質の向上を図る学校支援経費」において、安全確保の推進等に必要な経費を計上（17億円）。

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む。  
 ※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。  
 ※（ ）は前年度予算額

## 背景説明

私立幼稚園における処遇改善の取組は、質の高い教職員の確保に資する重要な取組。「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提とし、収入を引き上げるため措置を令和4年2月から実施。

## 目的・目標

通常のベースアップ・定期昇給を超えて、私立幼稚園が行う処遇改善の取組（一時的なものではなく、後年度にわたり効果が及ぶもの）を支援し、私立幼稚園における人材の確保を促進。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」  
(令和3年11月19日閣議決定)

- Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動
- 2. 分配戦略
  - (2) 公的分野における分配機能の強化等
    - ① 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等に対応

## 事業内容

都道府県が、幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提に、私立幼稚園に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額を補助。

幼稚園教諭等を対象に賃上げ効果が継続される取組を行う私立の幼稚園  
(施設型給付を受けない私立の幼稚園に限る。)

(負担割合) 1 / 2

① 所轄庁である都道府県が助成を実施

都道府県

(負担割合) 1 / 4

② 国が都道府県に対して助成額の一部を補助

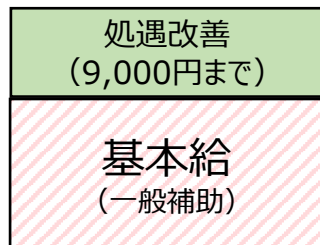
※執行上は、都道府県が私立幼稚園に補助した額の1/2を国が補助。  
※その他、一種免許状の取得の促進についても支援。

国

(負担割合) 1 / 4

### 補助対象の範囲

【令和5年度】



【令和6年度】



9,000円の処遇改善を引き続き補助するとともに、令和6年度は9,000円超の更なる処遇改善を実施した場合の加算を新たに創設

※基本給については、私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）により、引き続き補助。

## 事業内容

子ども・子育て支援の更なる質の向上を図るとともに、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消等を目指すため、幼稚園における預かり保育や子育て支援活動を支援する。

### 預かり保育推進事業

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。



預かり保育推進事業単価表（令和6年度）

① 通常の預かり保育	基礎単価	【A】開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設 加えて、18時以降（18時を含む）も開設		の場合	700,000円
			【B】開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設		の場合
		【C】開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満開設 (教育時間と合わせて8時間以上)の場合			400,000円
		【D】開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満開設 (教育時間と合わせて8時間未満)の場合			200,000円
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等			
			預かり保育時間 5時間～6時間/日	預かり保育時間 6時間～7時間/日	預かり保育時間 7時間以上/日
		-	150,000円	400,000円	700,000円
	預かり保育担当者数 2人/日	250,000円	600,000円	1,050,000円	1,550,000円
	預かり保育担当者数 3人以上/日	500,000円	970,000円	1,600,000円	2,250,000円
② 長期休業日等預かり保育	基礎単価	(1) 長期休業日の10日以上の日数、1日2時間以上開設			80,000円
		(2) 休業日の19日以上の日数、1日2時間以上開設			150,000円
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等			
			(1) 長期休業日	(2) 休業日	
	預かり保育担当者数 2人/日		140,000円	200,000円	
	預かり保育担当者数 3人以上/日		260,000円	370,000円	

### 幼稚園の子育て支援活動の推進

親子登園や未就園児の受入れ、教育相談など、施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

## 背景説明

子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援の実施等の観点から、特別な支援が必要な幼児への早期支援の必要性が高まっている。

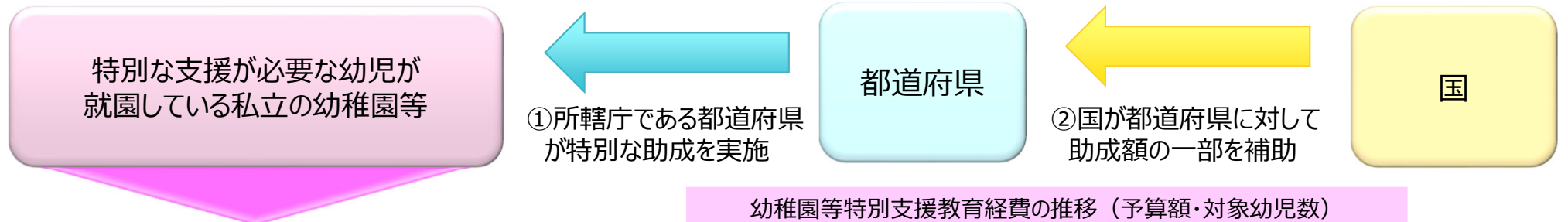


## 目的・目標

特別な支援が必要な幼児が、幼稚園等において適切な教育が受けられない事態を未然に防ぐとともに、幼児期の子育て支援の充実の観点からも、私立幼稚園等における受入れに対する支援を行う。

## 事業内容

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が1人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。（支援対象：2人以上→1人以上）【対象拡充】



## 幼稚園等における特別支援教育の充実



幼稚園等特別支援教育経費の推移（予算額・対象幼児数）

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
予算額	64億円	65億円	68億円	71億円	75億円
対象幼児数	1.71万人	1.74万人	1.82万人	1.9万人	2.04万人

特別な支援が必要な幼児数の補助基準の推移

年度	S53年度	S60年度	H2年度	H4年度	H6年度	H11年度	R6年度
人数	8人以上	7人以上	5人以上	4人以上	3人以上	2人以上	1人以上※

※特別な支援が必要な幼児が1人就園している園（1人受入れ園）については、別途、補助要件を設定予定。

# 私立学校施設・設備の整備の推進の概要

令和6年度予算額 93億円  
 (前年度予算額 90億円)  
 [令和5年度補正予算額 109億円]



文部科学省

## 背景説明

今後発生が懸念されている南海トラフ地震等の大規模地震や今般の熱中症による事故等に対応するため、児童生徒等が1日の大半を過ごす私立学校の施設・設備の環境整備について、早急に取り組む必要がある。



## 目的・目標

児童生徒等の学習の場であり、災害時には地域住民の避難場所となる私立学校施設の耐震化の早期完了や熱中症対策などにより安全・安心な生活空間を確保する。また、私立学校の教育研究基盤を整備することにより、新しい学校教育の着実な実践を推進するとともに、日本の成長の鍵を握る人材育成機能を充実・強化し、地域の経済活動の活性化を誘発する。

## 1. 耐震化等の促進 40億円 (40億円) [45億円]

○私立学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業や、非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援、耐震診断費のみに係る補助については令和7年度まで延長  
 <補助率：大学1/2以内、高校等1/3以内等>

- ・耐震改築(建替え)事業 20億円
- ・耐震補強事業 13億円
- ・その他耐震対策事業 7億円

※このほか日本私立学校振興・共済事業団による耐震化融資を実施

「国土強靱化年次計画2022」(令和4年6月21日国土強靱化推進本部決定)  
 構造体の耐震化、非構造部材の耐震対策等について、令和10年度までに完了。国公立に比べ耐震化(特に非構造部材の耐震対策)が遅れており、耐震化の早期完了は喫緊の課題。

【現状】

・構造体の耐震化率	(小～高) : 93.3%	(大学等) : 95.6%
・屋内運動場の吊り天井等の落下防止対策実施率	(小～高) : 81.3%	(大学等) : 66.7%
・吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率	(小～高) : 39.9%	(大学等) : 20.6%

## 2. 私立学校施設環境改善整備 10億円 (8億円) [54億円]

○熱中症対策として教室や体育館等へのエアコン設置やバリアフリー対策等、安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的設備等の整備を支援 <補助率：大学1/2以内、高校等1/3以内>

- ・熱中症対策としてエアコン設置、バリアフリー化、アスベスト対策及び防犯対策による安全・安心な生活空間の確保のための整備を支援
- ・教育研究の質の向上に資する施設の高機能化(校内LANの整備など)やエコ改修(LED照明)などの整備を支援

【空調整備】  
 空調の整備による熱中症対策

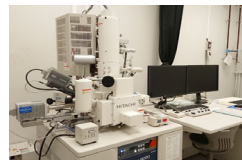


【エコ改修】  
 照明のLED化による省エネ対策の推進

## 3. 私立大学等教育研究装置・設備 23億円 (29億円) [4億円]

○私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要な装置・設備の整備を支援

- ・私立大学等の教育・研究用の装置(分析透過電子顕微鏡システム等)の整備、ICT施設の改造工事等を支援 <補助率：1/2以内>



【高分解能走査電子顕微鏡装置】  
 ナノレベルの微小領域における物質構造の観察等を通じ、高度な分析技術を授業等で習得することが可能。

- ・私立大学等の教育・研究用の設備(学生等がデジタル技術を活用した高度な教育を享受するために必要なシステム等を含む)の整備を支援



<補助率：教育基盤設備1/2以内、研究設備2/3以内>

【DNAシーケンサー】  
 サンガー法によりDNAの塩基配列を解明。遺伝病や感染症の診断・治療法の開発および地域生態系の解析・資源利用に大きく寄与。

## 4. 私立高等学校等ICT教育設備 21億円 (14億円) [6億円]

○個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援 <補助率：端末整備2/3以内、ICT教育設備整備1/2以内>

## 背景説明

「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するため、学校教育の基盤的なツールとしてICT教育設備が必要不可欠。



## 目的・目標

各私立学校の特色を生かしつつ、ICT教育を実施していくために必要な機器等の整備に必要な経費の一部を補助し、私立学校におけるICT教育環境の充実を図る。

## 事業内容

私立の高等学校等におけるICT教育設備の購入費の一部について国が補助を行う。

### 事業の概要

#### 1人1台端末の整備に対する支援

##### ●対象学校種

学校法人が設置する高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）

##### ●補助対象設備

1人1台端末の学習者用コンピュータ（購入等）

##### ●補助率等

補助率：2 / 3 以内

補助対象経費の範囲：

1校あたり100万円以上  
(単価55,000円/台)



#### ICT教育設備の整備に対する支援

##### ●対象学校種

学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

##### ●補助対象設備

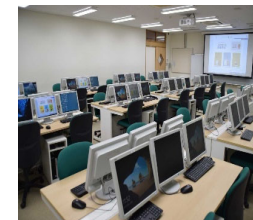
コンピュータ、ソフトウェア（DVD、ライセンス等）、周辺機器（プリンタ等）視聴覚関連機器（デジタルカメラ、電子黒板等）、附帯工事費 など

##### ●補助率等

補助率：1 / 2 以内

補助対象経費の範囲：1校あたり500万円以上

4,000万円以下



(予算の推移)

(単位：億円)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	23.6	10.0	12.5	13.0	13.5	20.6

# 私立学校施設高度化推進事業（利子助成）

令和6年度予算額  
（前年度予算額）

6億円  
5億円



## 日本私立学校振興・共済事業団による融資

- ・校舎、校地等の施設の整備その他経営に必要な資金を融資
- ・融資率 80%以内（幼稚園・幼保連携型認定こども園：95%以内）
- ・貸付金利（※令和5年12月現在、返済期間20年（教育環境充実資金は5.5年）の場合）
  - 一般施設費（耐震改築・改修事業）：1.40%、特別施設費（大学病院の建替事業）：1.50%、教育環境充実資金（新型コロナウイルス対応）：0.50%



## 利子助成制度について

- ・学校法人が私学事業団の融資を利用した場合、利息の一部を国から助成  
 （例）耐震改修・大学・貸付利率1.40%の場合、利子助成率は $1.4 - 0.5 = 0.9\%$   
 ※助成を受けるには、学校法人等から文部科学省へ申請が必要  
 ※利子助成率が0%以下となる場合は適用なし

・事業のイメージ



## （2）利子助成率

	対象学校	利子助成率	備考
①	大学、短大、高専、高校～特別支援学校	（1～3年目）貸付金利と同率 （4年目以降）貸付金利－0.5%	Is値0.3未満の場合
		貸付金利－0.5%	Is値0.3以上0.7未満の場合
	専修・各種学校 幼稚園・幼保連携型認定こども園	貸付金利－0.5%（上限は0.5%） 貸付金利－0.5%	改修事業については、補助金の対象となるもの
②	老朽施設の建替	貸付金利－0.5%	
	老朽施設以外の建替	貸付金利－1.0%	
③	大学、短大、高専、高校～特別支援学校、幼稚園・幼保連携型認定こども園	貸付金利と同率	

## （1）利子助成対象事業及び対象期間

	利子助成対象事業	利子助成期間
①	危険建物と認定された旧耐震基準の施設の改築・改修事業	20年以内
②	大学附属病院の改築事業	10年以内
③	新型コロナウイルス対応事業	1年以内



# 学校法人が税額控除対象法人となるための実績判定に係る期間の短縮

## 制度概要

急速な時代の変化や社会のニーズを踏まえ、自ら経営力の強化や改革に取り組もうとする意欲のある学校法人が、機動的に税額控除制度を活用し、個人からの寄附を一層集めやすくするため、**一定の要件を満たす場合**において、税額控除対象法人となるための**実績判定に係る期間を**、5年間ではなく**2年間とする**。

## 税額控除のメリット

- ・寄附額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除するため、**減税効果が大きい**。
- ・寄附を受ける**学校法人にとっては、より幅広い関係者から、小口の寄附金を集めやすくなる**。

## 現行の要件

実績判定期間内（原則、直近5会計年度）に、

- ① **3,000円以上**の寄附金を支出した者（判定基準寄附者数）が、**年平均100人以上**
- ② 寄附金額が**年平均30万円以上**であること\*1、2

\*1 小規模法人向けの緩和措置あり

- \*2 税額控除対象法人には、①寄附行為等の情報開示義務、  
②寄附者名簿の作成・保存義務が生じる

## 特例措置の新設

## 令和6年度税制改正による特例措置

以下の要件を満たす場合には、実績判定期間を5年間から**2年間に短縮**する。

\*この場合においても税額控除対象法人であることの証明書の有効期間は5年間となる。

- 税額控除対象法人となるために必要な寄附者数・寄附金額といった実績要件を、**年度ごと**に満たしていること（小規模法人向けの緩和措置は引き続き適用）
- 税額控除に係る証明申請が**令和7年度～12年度の間に行われる**ものであること
- **経営改革に向けた具体的な取組に係る計画を作成していること**（作成を求める計画の詳細については今後通知等で周知）
- **実績判定期間中に、税額控除に係る証明を受けている期間が含まれないこと**

現在、税額控除対象法人となっていない法人におかれては、特例措置の対象となることも踏まえ、**ぜひ積極的に制度の活用をご検討ください！**